

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成30年11月22日

海田町長 西 田 祐 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

J R海田市駅NKビル

(2) 所在地

広島県安芸郡海田町窪町1911番18ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
J R西日本不動産開発株式会社	代表取締役 柴田 信	兵庫県尼崎市潮江一丁目1番 60号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
J R西日本不動産開発株式会社	代表取締役 柴田 信	大阪府大阪市北区中之島二丁 目2番7号

変更の年月日	平成30年7月17日
変更する理由	本店移転のため

3 届出年月日

平成30年10月25日

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年11月23日から平成31年3月22日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部魅力づくり推進課 安芸郡海田町上市14番18号

5 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成31年3月22日

(2) 提出先

海田町役場企画部魅力づくり推進課